九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[06]九州文化史研究所紀要表紙奥付等

https://hdl.handle.net/2324/7174344

出版情報：九州文化史研究所紀要. 6, 1958-02-20. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY
バージョン：
権利関係：

九州大学

九州文化史研究所規定

第一条　この研究所は九州文化史研究所と称し、九州大学内に設置し、文学部・法学部・経済学部の共同管理とする。

第二条　この研究所は、左の諸部門に関する九州文化の史的解明及びこれに関連する研究を目的とする。

1　一般文化史部門
2　経済史部門
3　政治史社会史部門
4　法制史部門
5　対外交渉史部門
6　キリシタン文化史部門

第三条　この研究は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。

1　史料の採訪・整理・保存・複写
2　慣行の調査
3　研究及び発表
4　紀要の発行
5　その他必要なる事業

第四条　この研究所に次の職員をおく。

1　所長
2　参与
3　所員
4　研究員
5　事務員

第五条　所長は、九州大学文学部長をもつてこれに充て、九州文化史研究所を代表し、所員会の議長となり、その決議により事務を掌理する。

参与は、法・経済学部長をもつてこれに充て、所員会に参加し研究所の運営について所長を助ける。

所員は、九州大学文学部・法学部・経済学部（以下三学部と称す）の研究所事業関係の教授・助教授・専任講師たるものをもつてこれに充て、研究に従事する。

研究員は、所員会の決定により三学部の研究所事業関係の助手及これに準ずるものをもつてこれに充て、所員の指導の下に研究に従事する。

事務員は、三学部事務職員のうちから所長が委嘱する。事務員は所長の指揮をうけて事務を処理する。

第六条　所員会は、参与及所員を以て構成し、研究所の運営及び人事その他必要な事項を決定する。

第七条　所員会の決定により、期間を定めて嘱託所員又は嘱託研究員をおくことが出来る。

第八条　この研究所に、研究を補助するため、研究雇員若干名をおくことが出来る。

※

本研究所参与・所員・事務員は次の如くである。

所長	文学部長	目加田誠
参与	法学部長	高田源清
	経済学部長	馬場克三
所員	文学部教授	楠本正継
同	同	竹内理三
同	同	福田良輔
同	同（兼）	箭内健次
同	同 助教授	喜多野清一
同	法学部教授	山室三良
同	同	舟橋諄一
同	同	青山道夫
同	同	具島兼三郎
同	経済学部教授	吉田道也
同	同	岡橋保
同	同	田中定
同	同 助教授	高木暢
同	同	秀村選三
嘱託所員	教養部助教授	檜垣元吉
事務員	文部教官	三木俊秋
同	文部事務官	萩尾七郎
同		牧久

（昭和三十三年二月現在）